

持続的経営と税 (10)

長引く新型コロナウイルス禍で苦境に立たされた企業が減資する事例が増加している。資本金を1億円以下に減資して税務上の優遇措置を受けられるようにしてキャッシュフロー（現金収支）を改善するのが目的である。

従来、とりわけ大企業は適切な納税という社会的責任を果たすことが求められ、税負担の軽減を理由に減資するのは好ましくないと考えられてきた。

しかし、昨今の経済・社会情勢下で経営目標を達成するために、税をコストの一部と捉えて適切な税制を選択することは一つの合理的な戦略と見られるようになってきている。

子会社・関連会社をもつ企業はグループ全体の財政状態や経営成績を連結財務諸表で開示するが、株主などが注目する自己資本利益率（ROE）は税引き後利益から計算するため、税金費用の適正化はROEの向上にもつながる。

実際の納税額は開示されないが、実効税率（実際の税負担率）は税引き前利益に対する法人税などと法人税等調整額の合計額の割合から算出できる。実効税率が高止まりしている場合には、その要因を分析し、適正化の可能性を検討することが重要となる。検討する際は、対象を親会社単独ではなくグループ全体とする必要がある。

グループを構成する各社は個別

組織再編税制

- 合併や会社分割などによる事業の移転時の課税を一定の要件下で繰り延べ

グループ法人税制

- 100%グループに強制適用
- グループ内取引の譲渡損益繰り延べ
- 大法人の100%子法人は中小企業特例の適用不可 など

グループ通算制度(旧:連結納税制度)

- 選択により国内100%グループを一つの法人として法人税の申告納付を行う
- グループ内の赤字と黒字の相殺が可能

税務戦略、企業グループ全体で

に税務申告・納付するのが原則だが、日本では多様なグループ経営の形態に対応するため、2001年度に「組織再編税制」、02年度に「連結納税制度」、10年度に「グループ法人税制」が導入されアップデートされてきた。

これらの税制は、グループ内での経営資源の再配置、商流や資本構成などグループの事業形態を変更する際の税金費用に影響する。適用を誤れば思わぬ納税額が発生する一方で、税金費用の適正化の手段の一つにもなり得る。

例えば、減資の例では、減資した企業だけでなく、その100%子会社も税務上は中小企業に分類されるようになり優遇措置の適用を受けられる場合がある。

グループ内に新規事業の立ち上げ段階の会社や原材料費の上昇などで赤字基調の会社がある場合には、グループ内で損失の共同利用が可能となる「グループ通算制度」の適用も選択肢の一つとなっている。

制度の複雑さから申告事務の負担が大きいと言われていた連結納税は制度が簡素化されて22年度からグループ通算制度に改組されており、旧制度から移行した企業を含め22年6月末時点で約2000グループ・1万8000社が適用を選択している。

親会社がグループ各社の税務の状況を把握して適切な税制を選択することは、税務リスクの低減や税務ガバナンスの強化にも寄与する。

連結経営における親会社によるグループ全体の税務戦略の重要性は、税制の複雑化とともに増している。



しおじま・かずしげ 子会社・関連会社を有する企業グループに対する税務アドバイスに注力。連結納税・グループ通算制度の導入支援や税負担適正化の観点から組織再編、M&A、資本構成の見直しの税務アドバイスを提供している。